

令和4年度 黒笹小学校いじめ防止基本方針【概要版】

令和4年4月

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性があります。全ての児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、本校の全ての教職員で取り組んでいきます。

育成テーマ
「いじめ」をしない・させない・見逃さない

2 いじめとは

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

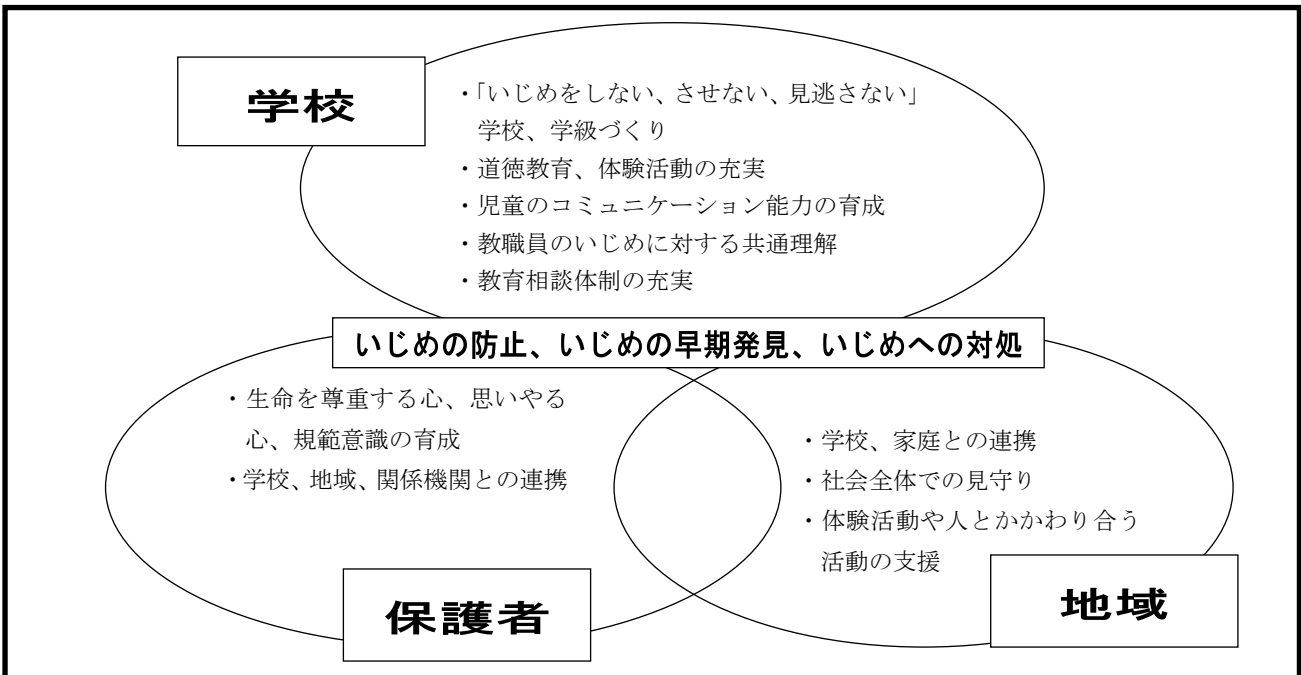
例えば、以下のような行為があてはまります。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など。

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」を活用し、組織的に判断します。

3 いじめをおこさせないために

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき、家庭や地域との連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処します。



4 学校で取り組んでいること

学校の取り組み	
学校いじめ防止基本方針の策定	<p>【未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童同士が互いに認め合い、共に高め合う場をつくります。・児童の活動や努力を認め、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けます。・命の大切さ、規範意識の高揚、感謝や助け合い、相手を思いやる心を育てます。 <p>【早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員と児童、保護者との人間関係づくりに努めます。・児童に対する定期的な調査を行います。 <p>・調査結果は複数の教員で確認します。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童が相談しやすい環境を整えます。 <p>【早期対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織的に対応し、被害児童を徹底して守り通します。・加害児童には、教育的配慮のもと、適切な指導や支援を行います。・保護者の協力、関係機関との連携のもとで対応します。
いじめ対策委員会の設置	
いじめ防止等に関する取り組み 未然防止 早期発見 早期対応	
取り組みの評価と見直し	



5 重大事態への対処

「重大事態」とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した、もしくは疑いがあると認めるときは、次のように対応します。

- ・速やかに教育委員会に事態が発生した旨を報告し、「重大事態対応フロー図」（「学校いじめ防止基本方針」に記載）に基づいて対応します。
- ・重大事態(2)に示される場合については、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、児童への聴取等に着手します。
- ・児童や保護者からいじめによる重大な事態が生じたという申し立てがあった場合は、その時点で、重大事態が発生したものとして教育委員会へ報告し、調査等に当たります。